

清水苑運転管理業務等包括委託
公募型プロポーザル募集要項

令和6年12月

姫 路 市

1 募集の概要

- (1) 業務名
清水苑運転管理業務等包括委託（以下「本業務」という。）
- (2) 実施場所
姫路市香寺町犬飼 200 番地外（清水苑外）
- (3) 委託期間等
ア 業務期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 11 月 30 日まで（2 年 8 箇月間）
（債務負担行為による複数年契約）
イ 契約期間
契約締結日から令和 9 年 11 月 30 日まで
なお、本業務の契約締結日から業務開始日の前日までは業務準備期間とする。
- (4) 業務の概要
清水苑及びその他施設の運転管理業務等 一式
- (5) 提案上限金額（業務期間総額）
252,700 千円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
- (6) 支払条件
要求水準書別紙 7 により算定した金額を毎月支払うものとする。
なお、委託料には、業務開始前の準備等の業務引継期間に伴う費用のほか関連費用を含むものとする。

2 参加資格

参加表明をする者（以下「参加表明者」という。）は、次に掲げる要件（以下「参加資格要件」という。）を全て満たしていなければならない。

- (1) 姫路市上下水道局入札参加資格制限基準（令和 4 年 4 月 1 日制定。以下「入札制限基準」という。）第 1 項の規定によりその例によることとされた姫路市入札参加資格制限基準（平成 25 年 3 月 25 日制定。）に該当しない者であること。
- (2) 姫路市上下水道局が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（令和 4 年 4 月 1 日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第 2 条の規定によりその例によることとされた姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成 25 年 4 月 1 日制定。）第 3 条各号に定める排除対象業者に該当しないこと。
- (3) 姫路市上下水道局競争入札の参加資格等について（令和 4 年姫路市上下水道局告示第 3 号）第 3 項の規定によりその例によることとされた競争入札の参加資格等について（平成 23 年姫路市告示第 408 号。以下「告示第 408 号」という。）第 5 項の規定により令和 6 年度の姫路市業者登録名簿に登録され、かつ、「施設運営管理」の業種及び「施設運営管理」の詳細業種について競争入札に参加する資格を有していること。
- (4) 公告日の前日において姫路市上下水道局契約事務取扱要綱（令和 4 年 4 月 1 日制定。）第 2 条の規定によりその例によることとされた姫路市契約事務取扱要綱（平成 3 年 7 月 1 日制定）第 5 条に規定される市内業者又は準市内業者として登録されていること。
- (5) 姫路市税（以下「市税」という。）、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない法人であること。
- (6) 平成 26 年 4 月 1 日以降において、国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関（公団、公社、事業団等をいう。）（以下「国等」という。）が発注した下水道処理施設（下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 2 条第 6 号に規定する終末処理場をいう。以下同じ。）、コミュニティ・プラント又は集落排水処理施設の維持管理業務を元請として履行した実績（契約中の業務（公告日の前日において 1 年以上の履行実績があるもの。）を含む。ただし、共同企業体として業務を履行している場合は、当該共同企業体に対する出資比率が 20% 以上の場合のものに限る。）があること。

- (7) 本業務に配置できる専任の技術者（下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第15条の3に定める資格を者が在籍していること。）を有する者であること。
- (8) 次の全てに該当すること。
- ア 姫路市上下水道局指名停止等措置要綱（令和4年4月1日制定。以下「指名停止等措置要綱」という。）の規定による指名停止措置（以下「指名停止」という。）を受けていないこと
 - イ 指名停止等措置要綱第3条第1項の規定によりその例によることとされた姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定）第2条に規定する指名停止の措置要件に該当しないこと
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。以下同じ。）がなされていないこと。
- (10) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (11) 他の参加表明者との間に次のアからウまでのいずれにも該当しないこと。
- ア 資本関係
 - 次のいずれかに該当する2者の場合をいう。
 - (ア) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
 - (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - イ 人的関係
 - 次のいずれかに該当する2者の場合をいう。
 - (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
 - ウ その他適正な業者選定手続が阻害されると認められる関係
 - 次のいずれかに該当する2者の場合をいう。
 - (ア) 組合とその組合員の関係にある場合
 - (イ) 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦の関係にある場合

3 プロポーザルに関する担当部局等

(1) 担当部局

姫路市上下水道局下水道部下水道管理センター（以下「下水道管理センター」という。）
〒672-8079 兵庫県姫路市飾磨区今在家1351番地22
電話 （079）234-3506

(2) 契約条項を示す期間及び場所

契約条項を示す期間	令和6年（2024年）11月26日から 令和7年（2025年）2月21日まで 本市の休日（姫路市の休日を定める条例（平成2年姫路市条例第15号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日をいう。以下同じ。）を除く。
閲覧の場所	下水道管理センター

4 プロポーザル実施に係るスケジュール

	項目	日時
1	公告及び要求水準書等の公表	令和6年11月26日
2	参加表明手続の提出書類の受付期限	令和6年12月11日
3	参加資格確認結果の通知	令和6年12月17日
4	資料の閲覧及び現地確認	令和6年12月26日
5	プロポーザルに関する質問受付期限	令和6年12月26日
6	プロポーザルに関する質問への回答	令和7年1月8日
7	提案資料提出書類の受付期限	令和7年1月20日
8	契約候補者の特定	令和7年2月4日
9	契約候補者の通知	令和7年2月4日
10	契約締結予定及び審査結果の公表	令和7年2月21日

5 参加表明手続及び参加資格の確認

- (1) 参加表明者は次の方法により参加表明手続を行い、第2項に規定する参加資格の有無について確認を受けなければならない。

ア 提出書類

(ア) 参加表明書（様式第1号）

(イ) 業務実績調書（様式第2号）

第2項第6号に定める参加資格に係る業務について記載すること。

なお、企業の実績について業務内容の確認できるものとして、契約書の写し及び業務内容のわかる書類を提出すること。

(ウ) 配置予定技術者経歴調書（様式第3号）

第2項第7号に定める参加資格について記載すること。配置予定の技術者が、下水道法施行令第15条の3各号に規定する資格を証明する書類（資格者証の写し等）及び参加申込者と直接的雇用関係にあることを証明する資料（社会保険証の写し等）を添付すること。

なお、実務経験で資格を満たす場合は、実務経験証明書を添付すること。

なお、配置予定技術者については、最大2名を限度として複数人の技術者を記載することもできる。この場合において、配置予定技術者の実績及び能力の評価については、配置予定技術者のうち、実績等が最も低いと判断される者で評価する。

(エ) 姫路市税の納税証明書（一般競争入札参加用）（公告日以後に発行されたものの原本、市税の納税義務がある場合に限る。）

(オ) 国税の納税証明書（税務署様式その3の3。）（公告日以後に発行されたものの原本）

(カ) 関連企業申告書（様式第4号）

イ 提出部数

1部

ウ 参加表明手続に必要な書類を示す期間及び場所

参加表明書等 配布期間	令和6年（2024年）11月26日から 令和6年（2024年）12月11日まで 本市の休日を除く
----------------	--

閲覧の場所	下水道管理センター (参加表明者は、姫路市ホームページに掲載する参加表明手続及び提案手続に必要な様式等を、必要に応じてダウンロードし、使用すること。 (https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000015879.html))
-------	---

エ 提出方法

持参又は郵送とする。

なお、郵送の場合は、書留郵便等配達記録の確認ができるものによること。

オ 提出場所

下水道管理センター

カ 提出期間（参加表明受付期間）

令和6年12月9日から同月11日午後4時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし（受付期間最終日を除く。）、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後4時必着とする。

(2) 参加資格の確認結果

ア 参加資格の確認結果は、令和6年12月17日を目途に参加資格確認通知書をメールで通知する。なお、参加資格の確認日は参加表明受付期間最終日とする。

イ 参加資格がないと認めた者には、参加資格確認通知書にその理由を記載する。

ウ 参加資格がないと認められた者は、市に対して参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。その場合は、令和6年12月26日正午までに、参加資格がないと認めたことに対する説明請求を書面（様式は任意）により下水道管理センターに提出すること。市は、期日までに当該請求があった場合は、請求者に対し速やかに回答する。

6 参考資料の閲覧及び現地確認について

- (1) 第5項の規定により参加表明手続を行い、参加資格を有すると認められた者（以下「参加者」という。）に限り、参考資料の閲覧及び現地確認を申請することができる。参加者は、公告から令和6年12月26日午後5時までに姫路市ホームページ(https://www.city.himeji.lg.jp/module/shareform.php?so_cd=23-3-2-0-0)の下水道管理センターの「お問い合わせフォーム」により参加者の商号又は名称を入力した上で閲覧、現地確認の申請（希望日（令和7年1月20日までの期間であって本市の休日を除く日）、閲覧を希望する参考資料、確認を希望する場所等及び参加者名簿を含む。）を送信すること。

日程等は調整の上で申請者に回答する。

(2) 参考資料の閲覧場所

清水苑（姫路市香寺町犬飼200）

(3) 参考資料の内容

参考資料は次に示すとおりとする。

ア 施設機能報告書

イ 維持管理日報及び月報

ウ 備品使用実績

エ 一般平面図、設備フロー図及び単線結線図（設備完成図書）

(4) 現地確認

清水苑内を対象に2時間程度とする。なお、現地では質問等は受け付けない。

7 プロポーザルに関する質疑について

- (1) 参加者に限り、次の方法によりこのプロポーザルに関する質問をすることができる。

ア 提出方法

姫路市ホームページ

(https://www.city.himeji.lg.jp/module/shareform.php?so_cd=23-3-2-0-0) の下水道管理センターの「お問い合わせフォーム」により参加者の商号又は名称を入力した上で質問内容（要求水準書の別及び該当箇所の頁数を含む。）を送信すること。

イ 提出期限

令和6年12月26日午後4時まで

(2) 質問に対する回答は、次により行う。

ア 回答開始日時

令和7年1月8日午前10時から

イ 回答方法

回答は、姫路市ホームページに掲載する。

(3) その他

ア 質問及び質問に対する回答は、姫路市ホームページに掲載する要求水準書の追加又は修正事項とする。

イ 質問が次項第1号に定める提案資料の評価に関する内容である場合は、回答をしないことがある。また、質問の内容に参加者を特定できる記載があるときは、回答をしない。

ウ 質問者名は公表しない。

8 提案資料提出手続

参加者は、次の方法により提案資料を提出しなければならない。

(1) 提出書類（提案資料）

姫路市ホームページに掲載する「清水苑運転管理業務等包括委託提出書類（提案資料）」の様式第5号第2項記載の提出書類一覧に掲げる書類一式

(2) 提出部数

様式第5号第3項に記載する提出部数

なお、様式第5-1号から様式第5-16号（各添付資料を含む。）には、参加者が特定できるような表示及び記載のないものとする。

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。

なお、郵送の場合は、書留郵便等配達記録の確認ができるものによること。

(4) 提出場所

下水道管理センター

(5) 提出期間（提案受付期間）

令和7年1月14日午前9時から令和7年1月20日午後4時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし（提出期限最終日を除く）、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後4時必着とする。

(6) その他

ア 提案資料を提出した参加者（以下「提案者」という。）が特定できるような表示及び記載等は一切認めない。提案者が特定できるような記載がある場合は、失格となることがある。ただし、様式に提案者名の記載を指定している欄においては、この限りではない。

イ 提案者につき提案資料の提出は1件とする。

ウ 提案資料の作成に当たっては、要求水準書の内容を確認し、要求水準に基づき作成すること。

エ 技術提案書（様式第5号関連）の記載は、文字サイズを10.5ポイントとすること。

- オ 提案資料の提出後において、資料の差し替えは認めない。
- カ 提出された提案資料は、一切返却しない。
- キ 提出された提案資料は、本業務の契約候補者の特定の過程で必要に応じて複製する場合がある。
- ク 提出された提案資料は、本業務以外の目的で使用しない。

9 提案資料の審査及び契約候補者の特定

(1) 審査及び契約候補者の特定方法

- ア 審査は、前項の規定により提出のあった提案資料を次号に基づき評価し、提案者毎に総合評価点を算出する方法による。
- イ 提案に関する評価は、清水苑外運転管理業務等包括委託プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）において実施する。
- ウ 審査の過程において、提案資料に係る質問及びヒアリングは実施しないものとする。
- エ 審査の結果、総合評価点の最も高い提案者を契約候補者とする。
- オ 契約候補者となるべき総合評価点の者が2者以上ある場合は、それらの者のうち、提案に関する評価点の最も高い者を契約候補者とする。提案に関する評価点の最も高い者がなお2者以上ある場合は、事業費（受託希望金額）の最も低い者を契約候補者とする。事業費（受託希望金額）の最も低い者がなお2者以上ある場合は、それらの者の中から、くじにより契約候補者を特定する。

(2) 評価項目及び評価基準

ア 提案等に関する評価

各評価項目に係る評価基準及び配点は次の表のとおりとし、配点（上限）欄は各評価項目で与えられる最高点を示す。

評価項目		評価基準	配点	得点 (注)
配置予定 技術者の 実績	配置予定技術者の同種業務の実績（※1）	平成26年4月1日以降の同種業務の総括責任者または副総括責任者として従事した実績。	2	／2
		実績無し	0	
企業の 能力及び 実績	下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号）に基づく登録の有無	登録有り	2	／2
		登録無し	0	
	下水道処理施設の水処理方法が標準活性汚泥法による業務実績の有無	平成26年4月1日以降に標準活性汚泥法による業務実績が有る。	2	／2
		実績無し	0	
	同種業務の業務実績（※1）	平成26年4月1日以降の同種業務実績。	2	／2
品質	施工管理基準の有無	ISO9001又はJISQ9001を取得している。	1	／1

評価項目		評価基準	配点	得点 (注)
管理		無し	0	
社会 貢献等	環境対策	I S O 1 4 0 0 1、J I S Q 1 4 0 0 1 又はエコアクション21のいずれかの認証 を取得している。	1	／ 1
		無し	0	
	災害対応に 関する地域貢献	姫路市と「災害時における応急対策業務 に関する協定」を締結している相手方とな っている団体の会員である又は姫路市地域 防災貢献事業所として登録している。	1	／ 1
		無し	0	
		平成26年4月1日以降に、国、地方公 共団体又はこれらに準ずる機関（公団、公 社、事業団等をいう。）（以下「国等」とい う。）からの要請を受けて、緊急的に実施 した災害支援活動の実績が有る。	1	／ 1
		無し	0	
	兵庫県男女共同 参画社会づくり 協定締結の有無	兵庫県男女共同参画社会づくり協定を締 結している	1	／ 1
		無し	0	
減点 項目 (※2)	指名停止措置 の履歴	有り	△ 1 ×回数	△
		無し	0	
技術 提案書	業務 実施方針	業務の目的、条件、要求水準書等の内容を適 切に理解するとともに、業務特性を踏まえた業 務実施方針の適切性や妥当性、実現性が高い場 合に優位に評価する（3段階で評価する。）。 ・ 保守・点検項目、設定理由及び点検方法 （内容、頻度等）	2	／ 3 2
		施設の重大な故障を早期に発見し、長期に わたる機能停止を予防するために、保守及び 点検すべき機械及び電気設備（計装設備を含 む。）の主なもの5つについて記載し、設定 した理由及び点検方法（内容、頻度等）につ いて、記載内容の適切性や工夫点の妥当性が 高い場合にそれぞれ優位に評価する（以下の項 目について提案設備ごとに3段階で評価す る。）。 ・ 保守・点検項目、設定理由及び点検方法 （内容、頻度等）	2 × 5 設備	
		修繕業務の実施について具体的で適切な内 容の記載がある場合に優位に評価する（以下 の項目について3段階で評価する。）。 ・ 修繕履歴の活用方法 ・ 不具合及び故障発見時の対応方法	2 × 2 項目	
		業務の実施に必要な薬品、燃料及び消耗品 類を安定的に調達するための調達先の選定及 び方策について、具体的で適切な内容の記載 がある場合に優位に評価する（以下の項目に ついて3段階で評価する。）。 ・ 薬品、燃料、消耗品を安定的に確保するた	2 × 2 項目	

評価項目			評価基準	配点	得点 (注)
			めの工夫（複数の購入先を確保する等、1者に偏らない工夫） ・市内業者を優先した修繕業務の施工業者並びに燃料及び消耗品類の調達先の選定		
		水質の 管理 (1)	放流水質の管理に重要な水質項目（BOD、COD及びSS）について、管理目標値を設定し、その管理方法について適切性や工夫点の妥当性が具体的で実現性が高い場合に優位に評価する。 また、項目が異常値を示した場合の対応策及び原因究明に向けた取組について、適切性や工夫点の妥当性が具体的で実現性が高い場合に優位に評価する（BOD、COD及びSSについて、以下の項目について3段階で評価する。）。 ・管理目標値及び管理方法の妥当性及び実現性 ・異常値を示した場合の対応及び原因究明に向けた取組	2 × 2 項目	
		水質の 管理 (2)	放流先の河川は浄水場の水源として利用されており、原水中のアンモニア性窒素及び亜硝酸性窒素の低減が求められていることに鑑み、硝化促進運転の実施について、管理目標値を設定し、その管理方法について適切性や工夫点の妥当性が具体的で実現性が高い場合に優位に評価する。	2	
		汚泥の 管理	汚泥の性状を安定させるとともに脱水汚泥の含水率を低下させるための方法について、適切性や工夫点の妥当性が具体的で実現性が高い場合に優位に評価する（以下の項目について3段階で評価する。）。 ・含水率の測定結果を速やかに汚泥処理に反映させる手法 ・簡易法と公定法の測定値の相関を確認する手法（サンプル数も含む具体的な手法）	2 × 2 項目	
		周辺環境 への配慮	悪臭防止及び騒音防止等について、周辺環境への配慮が具体的に示され、その内容に妥当性がある場合に優位に評価する（3段階で評価する。）。)	2	

評価項目			評価基準	配点	得点 (注)
	業務実施体制	通常時の実施体制	業務従事者について、配置予定技術者以外に業務経験者、業務に関連する専門技術者、業務の実施に必要な又は有効な有資格者等を適正に配置するなど業務を遂行する上で確保される実施体制の適切性、妥当性が高い場合に評価する（以下の項目について３段階で評価する。）。 ・夜間・休日を含めた実施体制（業務従事者の配置計画（人数等）） ・同種業務の経験者（主任技術者、管理技術者（業務の技術上の管理を行う者）又は業務責任者として従事した実績を有する者）の配置（※１） ・専門技術者の配置（※３） なお、配置する業務経験者、専門技術者及び有資格者等については、直接的雇用関係を有する場合に優位に評価するものとする。	２× ３項目	／ ２０ 点
		緊急時の対応方法	大雨、台風、地震、津波等の災害に加え、停電、火災、人身事故及び重大な故障等についての対応方針、発生時の対応、連絡・召集体制（委託者への報告を含む。）、全社的なバックアップ体制（人員及び機材等の準備を含む。）及びこれらを想定した訓練計画について、具体性や適切性、妥当性が高い場合に優位に評価する（以下の項目について３段階で評価する。）。 ・対応方針及び発生時の対応 ・連絡・召集体制 ・バックアップ体制 ・訓練計画	２× ４項目	
		安全衛生管理体制	安全に業務を遂行するための作業基準、安全衛生教育及び安全衛生管理に関する組織体制について、適切性や妥当性、実現性が高い場合に優位に評価する（以下の項目について３段階で評価する。）。 ・安全に業務を遂行するための作業基準 ・安全衛生教育 ・安全衛生管理に関する組織体制	２× ３項目	
	独自の提案	その他の提案	その他上記以外で業務に関する有効な提案（省エネや設備の活用、無人運転時の運用方法など。）、工学的知見に基づく新しい提案がある場合に、具体的で実現性が高い場合に優位に評価する（提案ごとに３段階評価）（２つまで）。 ・省エネに関する設備導入（太陽光発電、風力発電、蓄電池、LED照明など。経済的効果を明記すること。） ・機器の劣化防止に向けた取組 ・勤務時間外の運転管理の方法 ・その他	５× ２提案	／ １ ０

評価項目	評価基準	配点	得点 (注)
合計（技術評価の得点合計）			75 点

注）段階評価については下表のとおり評価点を算出する。

評価	判断基準	得点化方法
優	当該項目に関して特に優れている	各評価基準の配点×1.00
良	当該項目に関して優れている	各評価基準の配点×0.50
可	要求水準を満たしている程度	各評価基準の配点×0.00

※1 同種業務とは、国等が発注した下水道処理施設、コミュニティ・プラント又は集落排水処理施設の運転及び維持管理業務を元請として履行した実績における業務である。ただし、共同企業体として業務を履行している場合は、当該共同企業体に対する出資比率が20%以上の場合のものに限る。

※2 減点項目（指名停止措置の履歴）

令和3年4月1日から公告日前日までに本市指名停止措置を受けた場合に1回の措置につき1点を減点する。

※3 専門技術者とは、要求水準書第6章に定める「業務実施体制」の「法定資格者等の選任」に規定する別紙18に掲げる有資格者（第三種電気主任技術者（電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第1項第3号に規定する第三種電気主任技術者免状を交付された者）等又は業務に関連し、有益と考えられる有資格者をいう。

イ 事業費（受託希望金額）に関する評価

前項第1号に定める提案資料の様式第5-15号に記載された事業費（業務期間総額）を対象として、次の方法により評価点を算出する。

各提案者から提案された受託希望金額のうち、最低の金額を示した提案者を第1位として、事業費（受託希望金額）に関する評価点の満点である14点を付与し、その他の提案者の評価点は、14点到第1位の受託希望金額と当該提案者が示す受託希望金額との比率を乗じて得た値とする。ただし、提案資料提出から契約締結日までの間に失格又は本プロポーザルから辞退した提案者が現れた場合、当該提案者の受託希望金額については評価点の算出対象から除外した上で、評価点を算出する。

$$14 \text{ 点} \times (\text{全提案中最低の受託希望金額} / \text{提案者が示す受託希望金額})$$

ウ 総合評価点

委員会で協議した提案等に関する評価点と事業費（受託希望金額）に関する評価点の合計により算出する。

(3) 提案資料の作成及び留意点

ア 技術提案資料には、具体的な企業名、個人名、所在地、電話番号、メールアドレス又は記号等の参加申込者等が特定できるような表記又はロゴ等の表示は一切しないこと。作業員名簿や協力企業などを具体的に記載する際は、技術資料の内で使用する作業員等名簿を作成し（様式第5号）、技術提案資料内では番号等で記載を行うこと。

イ 企業の能力及び実績調書（様式第5-1号）

下水道処理施設維持管理業者登録規定に基づく登録について、登録を有する者は登録書の写しを添付すること。また、公告日の前日以前に取得・登録しており、提案資料の提出期限において有効であること。

ウ 品質管理及び社会貢献等に関する調書（様式第5-2号）

次の(ア)から(キ)までについては、公告日の前日以前に取得・登録しており、提案資料の提出期限において有効であること。

(ア) 品質マネジメントシステム（ISO9001（2015年度版））又はJIS

Q9001（2015年度版））について、公益財団法人日本適合性認定協会又は同協会と相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関（一般財団法人日本規格協会等）から認証を取得している者は、認定証の写しを添付すること。

(イ) 環境マネジメントシステム（ISO14001（2015年度版）又はJISQ14001（2015年度版））について、公益財団法人日本適合性認定協会又は同協会と相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関（一般財団法人日本規格協会等）から認証を取得している者は、認定証の写しを添付すること。

(ウ) エコアクション21を一般財団法人持続性推進機構から認証を取得している者は、認証・登録証の写しを添付すること。

(エ) 姫路市と「災害時における応急対策業務に関する協定」を締結している相手方となっている団体の会員等であり、その災害対策緊急組織の一員となっている者は、協定の写し及び当該協定の相手方となっている団体の会員等で災害対策緊急組織の一員であることを証する書類（公告の日以降の原本）を添付すること。

(オ) 姫路市地域防災貢献事業所として登録している者は、姫路市地域防災貢献事業所登録制度に係る登録証の写しを添付すること。

(カ) 平成26年4月1日以降に、国等からの要請を受けて、緊急的に実施した災害支援活動の実績がある場合は、その活動概要を記載し、証明できる書類（要請書、協定書、契約書等の写し又は国等の参加実績証明書）を添付すること。

また、下請負として活動に参加した場合は、国等が発出した元請業者への要請書、協定書、契約書等の写し又は国等の参加実績証明書及び元請業者から下請業者への要請書又は契約書等の写しを添付すること。国等から活動実績について表彰又は感謝状を受けた場合は、その写しも添付すること。

(キ) 兵庫県男女共同参画社会づくり協定を締結している者は、協定書の写しを添付すること。協定書が届いていない場合のみ、内定通知の写しも可とする。

エ 技術提案書（業務実施方針）（様式第5－3号）

業務の実施方針等について記載すること。

また、参考資料を添付する場合は、技術提案書を補完する図表、写真、文献等の抜粋に止め、A4版（図表はA3版まで）で明確に判読できるものとし、様式を含めて片面3枚以内とすること（オ、カ及びキにおいて同じ）。

オ 技術提案書（業務実施方針（個別項目））（様式第5－4号から様式第5－10号）

「保守及び点検業務」、「修繕業務」、「修繕業務及び物品等の調達方法」、「水質の管理（1）」、「水質の管理（2）」、「汚泥の管理」、及び「周辺環境への配慮」について、様式の片面3枚以内で記載すること。

なお、通常、一般的に実施されていると判断される提案や標準案（要求水準書）と変わらないと判断される提案は標準案と同等とし、評価しない。

また、「保守及び点検業務」についての提案数は5つまでとし、6つ目以降の提案及び1つの提案の記載中に複数の提案内容が記載され、効果の見込めない提案が含まれている場合や提案内容が重複し、その効果が重複する2つ目以降の提案については加算の対象としない。

カ 技術提案書（業務実施体制）（様式第5－11号から様式第5－13号まで）

「通常時の実施体制」、「緊急時の対応方法」及び「安全衛生管理体制」について、様式の片面3枚以内で記載すること。

「通常時の実施体制」については、業務従事者の人数、配置等並びに業務の実施体制を業務ごとに組織図等により明示すること。

また、他の企業に当該業務の一部を再委託する場合は、アに規定する名簿を作成し、再委託先又は協力先を表す番号及び再委託業務の内容を記載すること。

配置予定技術者以外に専門技術者の配置を予定している場合には、その旨を記載するとともに、保有資格を証明する書類（資格者証の写し等）及び参加申込者と直接的雇用関係にあることを証明する資料（社会保険証の写し等）を添付すること。

キ 技術提案書（その他の提案）（様式第5－14号）

「独自提案」について、様式の片面3枚以内で記載すること。

提案内容は2つまでとし、3つ目以降の提案については評価を行わない。

(4) その他

ア 提案者が1者の場合でも、提案資料の審査を実施する。

イ 提出された提案資料を審査した結果、いずれの提案も要求水準書で示した要求水準等を満たしていないと判断した場合は、契約候補者の特定を行わないことがある。

ウ 審査の経過に対する問合せには、応じない。

エ 契約候補者の特定を令和7年2月4日に行う。特定された契約候補者への連絡は、口頭又は電話連絡により通知するものとする。また、契約候補者とならなかった提案者については、その旨を別途書面で通知する。

オ 特定された契約候補者は、令和7年2月14日午後4時までに、本件業務の見積書を下水道管理センターに提出すること。

カ 契約相手方名、契約予定日、契約金額及び審査結果については、令和7年2月21日を目途に姫路市ホームページに掲載する。

キ 審査の経緯については、一切公表しない。また、審査結果に対する異議申立ては一切受け付けない。

(5) 評価内容の担保

ア 受託業者は、提案資料に記載した内容に基づいて業務を行うものとし、姫路市は、適宜履行状況について確認を行う。

イ 現場条件の変更や天候不良等の不測の事態により、提案した提案資料の内容が履行できなかった場合は、受託業者は市に対して、その理由を書面により申し出ることができる。

10 契約の方法

(1) 審査の結果、特定した契約候補者と契約の締結交渉を行い、合意した場合に契約を締結する。

(2) 契約候補者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合は、次順位の者を繰り上げて、その者を契約候補者として契約の締結交渉を行う。この場合において、次順位以降に契約候補者となるべき総合評価点の者が2人以上あるときは、前項第1号オと同様の方法により契約候補者を特定する。

(3) 提案資料は、契約書の一部とする。

(4) 契約保証金については、姫路市上下水道局契約規程（令和4年姫路市上下水道局管理規程第7号）第2条によりその例によることとされた姫路市契約規則（昭和62年姫路市規則第29号）第29条の規定を準用する。

11 参加の辞退に関する事項

(1) 参加表明者は、第9項第1号オの規定により行うくじの対象者に該当する場合を除き、契約候補者が特定されるまでの間は、いつでも参加を辞退することができる。

(2) 参加を辞退する場合は、辞退届を書面（様式は任意）により下水道管理センターに持参又は郵送（書留郵便等、配達記録が確認できるものに限る。）で提出すること。

なお、辞退届を提出した後は、辞退届を撤回することはできない。

12 失格に関する事項

次のいずれかに該当する者は、失格とする。

- (1) 第2項各号に規定する参加資格を満たしていない者
- (2) 提案資料を提出期限までに提出しなかった者
- (3) 提出書類に故意に虚偽の記載をした者
- (4) 提案手続において姫路市上下水道局公告第187号第1項第5号に定める提案上限金額を超える金額を請負希望金額として提案した者又は0円以下の金額を請負金額として提案した者
- (5) 要求水準書に重大な違反のある提案をした者
- (6) その他このプロポーザルの条件に違反した者

1.3 著作権等

- (1) 提案資料の著作権は、提案者に帰属する。ただし、このプロポーザルに関する公表その他本市が必要と認めるときには、本市は提案資料の全部又は一部を提案者の承諾を得ずに無償で利用できるものとする。
- (2) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている方法等を提案に使用した結果生じた責任は、原則として提案者が負うものとする。

1.4 プロポーザルの参加に要する費用負担

提案資料の作成等、このプロポーザルの参加に要する費用は、参加表明者の負担とする。

1.5 配置予定技術者について

- (1) 配置予定の技術者については、やむを得ない理由（死亡、傷病、出産、育児、介護、退職等をいう。）の場合を除き、契約期間中は変更することを認めない。
- (2) 参加申込後、契約候補者の決定までの間に配置予定技術者を配置することができなくなったときは、参加を辞退すること。

1.6 その他の事項

- (1) 契約候補者が正当な理由なく契約の締結を辞退した場合は、本市は契約候補者に対し、指名停止を行うことがある。
- (2) 契約候補者について、契約締結までの間に、第2項各号に定める参加資格要件を満たさなくなった場合、これを満たしていなかったことが判明した場合は、及びこのプロポーザル手続における不正行為が判明した場合は、本市は、契約候補者との間で契約を締結しないことがある。この場合、本市は契約候補者に対する損害賠償義務を負わない。
- (3) 契約候補者について、契約締結後に、第2項各号に定める参加資格要件を満たさなくなった場合、これを満たしていなかったことが判明した場合は、及びこのプロポーザル手続における不正行為が判明した場合は、本市は、当該契約を解除することができる。この場合、本市は契約候補者に対する損害賠償義務を負わない。
- (4) 契約候補者は、契約締結までに暴力団排除要綱様式第3号に定める暴力団排除に関する誓約書を提出しなければならない。
- (5) 参加者が参加表明手続及び提案手続等で提出した書類に故意に虚偽の記載をした場合その他このプロポーザル手続における不正行為が判明した場合は、本市は当該参加者に対し、指名停止を行うことがある。